

「総ぐるみ」新聞

NPO 総ぐるみ福祉の会事務所は日限山 4・44・23 (八四四―七四七七)
入会や活動のお問い合わせ先は、事務所または「日限山荘」 日限山 4・7・1

日限山荘で新年会を開催

●新年会での幕開け

重高 八重子

一月八日の金曜日は、今年初めての日限山荘の開催日で、新年会での幕開けとなりました。当日はお天気にも恵まれて、三十名ほどが集い、和気藹々とした楽しい一日を過ごしました。

日限山荘は、数年前に台所が改築され、昨年は二階に洗面所とトイレが出来上がり、とても使い心地の良い新年会場になりました。ここでは、何かにつけて季節の行事を大切に開催し、皆様と一緒に楽しみ、その時々を堪能していることを聞き及んでいます。

新年の挨拶を交わし、迎春にふさわしく、和菓子処「いしかわ」製の「花びら餅」とお抹茶を一服味わい、その後は、取り寄せたお弁当とお酒を頂戴して、楽しい話らしいの場となりました。

次々と見えた方々で歓談の輪・和は大きくなり、その笑い声の賑やかなこと。ご近所で支え合いの輪が広がり、「総ぐるみ福祉の会」のますますの必要性和重要性を感じた時でした。いつもご指導下さる大橋さんが体調を崩され、欠席なのが淋しいことでした。会のますますの発展を祈念いたします。

●総ぐるみの会員になれた幸運に感謝

石塚 俊博

NPO 総ぐるみ福祉の会に入会して一年少々ですが、新年会への出席は二回目になります。

当初、今年の新年会と初釜が、別々の会場に分かれて開かれると聞き、どのように回ろうかと悩んでおりましたが、いつも昼食を食べに行く日限山荘が会場ということで、気楽に参加させていただきました。

艶やかな和服姿のご亭主から、お菓子とお抹茶を頂戴しました。お抹茶のお代わりもして、最近オペラにはまっている私も、久しぶりに日本文化の素晴らしさを味わうことが出来て、至福のひと時でした。

その後、素敵な祝い弁当をいただきました。飲み食いに夢中で、別室のお点前を拝見できなかったことが残念でした。

思い起こせば、昨年三月に西洗自治会館で行われた「さくら茶会」は感動でした。「立礼」式で行われ、御園柵と大傘もある本格的なお茶席で、京都の庭園にでもいるような錯覚を覚えました。

新年会には、総ぐるみの行事を要所で支えておられる男性陣も多数参加されており、い

ろいろお話を伺うことが出来ました。その多彩な経歴とプロ(級)の趣味のわざには感服します。ほんの一例ですが、宮崎清泰さんのビデオ編集、笹路真三さんの劇画など、総ぐるみの行事を盛り上げる素晴らしい出来ばえに感心しております。

またどの催しにも、その会場を圧倒する豪華な生花を飾られる大橋さんや、毎回自慢の料理の数々を心を込めて調理されるご婦人方、何よりも宮崎理事長の指導力と包容力。あらためて、NPO 総ぐるみの会員になれた幸運に感謝する新年会でした。

地域のきずなを大切にして、皆様とこれからも末永いお付き合いを是非ともお願いしたいものです。

「茶の湯とは、只湯を沸かし茶をたてて、飲むばかりなる事とするべし(利休)」

今回、このページにご寄稿くださったお二人は、いずれも日限山以外の地域に在住の会員で、新年会にご参加くださいました。

重高八重子さんは、宮崎理事長の昔からのお茶のご友人で、日限山荘で調理担当をしてくださっています。

石塚俊博さんは、一柳副理事長の仕事上のご友人です。南舞岡在住でケアマネージャーをされていますが、日限山荘の開催日には良く立ち寄られ、昼食を召し上がってください。

介護保険サービスを利用したいのですが…(その4)

まず介護保険サービスの特質を理解してください

NPO総ぐるみ福祉の会副理事長 一柳 朗

●赤の他人が家にやってくる

初めて居宅介護サービスを受けることになった利用者さんには、介護サービスでいざばん気になったことは何ですかとお聞きしたことがあります。

答えは「どんなヘルパーが来るのだろうか？ 本当に大丈夫だろうか？」という心配だったとおっしゃいました。

友人でも、よほど親しい間柄にならないければ自宅に招くことをしません。いくらケアマネジャー（以下ケアマネと略します）や介護事業所から、事前に「今度、お宅に伺うのはとても優秀なヘルパーですよ」といわれても所詮は赤の他人。不安感や警戒心を持つなどという方が無理というものです。

居宅介護とは、病院や老人ホームと違い、自分の家にヘルパーにきてもらい、さまざまサービスを提供を受けることです。利用者さんの要望はお聞きしますが、基本的にはそのヘルパーを決めるのは介護事業所の仕事です。

実際「自分の家に知らない人がやってくるのが不安だ」という理由で、介護保険を利用しないという人は意外に多いようです。

●ヘルパーには直接命令できない？

しかも、ここがまた介護保険サービスの特徴ですが、利用者さんは、来てくれたヘルパーに「ああしろ、こうしろ」とは直接いえない仕組みになっています。

ヘルパーが行う介護サービスの内容は、あらかじめケアマネが利用者さんと相談して決めます。

希望がすべて満たされるわけではなく、場合によっては介護保険の対象とならないケースもあります。利用者さんの希望を聞くのは、あくまでもケアマネの仕事であり、そのケアマネの策定したケアプランにしたがって介護作業を行うのが、ヘルパーの仕事なのです。

ですから、緊急事態などの例外はありますが、いくら利用者さんから「今日はこうしてくれ」と言われても、それが計画書に書かれていないサービスの場合、やってはいけないことになっています。

●唯一の証拠「訪問介護記録」

介護保険法では、ヘルパーが正しくサービスを行ったかどうかの基礎資料は「訪問介護記録」によるとなっています。作業が終わったヘルパーは、提供したサービスの時間や内容などを詳しく記入し、それを利用者さんに確認（自署・押印）してもらい、それを介護事業所に提出します。

逆に言えば、ヘルパーが決められた介護サービスを提供し、それが正しく実施されたかどうかの唯一の証拠が「訪問介護記録」だということになります。確認に自署・押印が必要なのはそのためです。

介護事業所では、個々の介護記録を点検し、

それに基づいて算出した介護給付費を行政に請求します。一方、それは別にケアマネは提供されるはずのサービスの内容と成果を点検します。介護記録がこれに一致していないと請求ができません。計画にはないが、どうしてもやって欲しいという場合は介護保険を利用できませんから、サービス料を自費で負担していただくことになります。

●真の介護保険サービスとは

居宅介護サービスという言葉から、利用者さんの言うことを何でもハイハイと聞いて面倒をみてくれる気の利いたお手伝いさんのような人が来てくれると思っておられる方は珍しくありません。介護保険サービスを巡るトラブルの原因のうち、こうした誤解から生まれるケースは少なくないのです。

やや大げさに書きましたが、居宅介護保険サービスには、上述したように、①利用者さんの希望を聞くのはケアマネの仕事、②ケアマネが立てたケアプランを具体化するのがヘルパーの仕事、③ヘルパーはそれ以外のサービスを勝手にやってはいけない、④介護サービスを実施したかどうかは介護記録による…などの特質があります。

こうした特質を理解したうえで、喜んで介護保険サービスを利用していただくために私たちNPO総ぐるみ福祉の会がやらなければならぬ最大の課題は利用者さんとヘルパーの間に「信頼感」を作り出すこと。それができて初めて、真の介護サービスが生まれます。私たちは、その実現に一生懸命努力しています。

(以下次号)